

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

愛 川 町

町税に対しましては、平素から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
固定資産には、土地、家屋及び償却資産がありますが、このうち償却資産については、その資産が所在する市町村へ所有者が申告する義務があります（地方税法第383条）。
つきましては、同封の申告書に必要事項を記入の上、期間内に御提出くださるようお願いいたします。

償 却 資 産 の 申 告 に つ い て



1. 申告していただく方

令和7年1月1日現在、愛川町内において事業を営む、もしくは事業用資産を有している法人及び個人の方です。（愛川町内の他人への事業用貸付資産も含まれます。）

※事業所把握のため必要ですので、償却資産を所有していない場合でも申告書の提出をお願いいたします。

2. 提出方法

町税務課資産税班（町役場1階）へ直接お持ちいただくか、または郵送により御提出ください。申告書及び種類別明細書（増加・減少）は、2枚複写式（提出用及び申告者控）となっています。

また、控用に受付印が必要な場合は、直接お持ちいただくか、または切手を貼った返信用封筒を同封してください。（同封されていない場合は、控えをお送りできませんので御了承ください。）

3. 申告の期間

令和7年1月6日（月） から 令和7年1月31日（金）まで

法定提出期限は、1月31日です。（申告期限が土曜日又は休日に当たるときは、休日等の翌日とその期限となります。）なお、期限間近は窓口が混雑しますので、なるべく1月20日（月）頃までの提出に御協力ください。（ただし、土・日曜日、祝日を除きます。）

4. 申告書の提出および問い合わせ先

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1
愛川町役場 財務部税務課資産税班（償却資産担当）
電 話 046-285-2111（代） 内線 3278
046-285-6916（直通）

提出書類

該当する対象者		必要な書類
今回、初めて 申告される方	該当する資産のある方	償却資産申告書（償却資産課税台帳） 種類別明細書（増加資産・全資産用）
	該当する資産のない方 ※1	償却資産申告書（償却資産課税台帳）
前年度以前に 申告された方 ※2	資産の増減があった方	償却資産申告書（償却資産課税台帳） 種類別明細書（増加資産・全資産用） 種類別明細書（減少資産用）
	資産の増減がなかった方 ※3	償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※1 初めて申告される方で、償却資産に該当する資産のない方は、償却資産申告書の18備考欄「3 該当する資産なし」に○印をつけてください。

※2 前年度以前に申告をいただいた方は、償却資産申告書の住所、氏名及び取得価額欄に前年度の内容が印字してあります。変更がある場合は訂正してください。

※3 前年度以前に申告された方で、資産の増減のなかった方は、償却資産申告書の18備考欄「2 昨年の申告資産に増減なし」に○印をつけてください。

★ 種類別明細書の用紙が不足した場合、お手数ですが複写して御利用ください。

<事業廃止等の方>

令和7年1月1日現在、事業の廃止等（廃業・町外移転など）があった場合は、申告書の18備考欄「4 廃業・解散・転出等」にその日付を記入し、御提出ください。

<電算処理による申告の方>

全資産の明細を添付してください。また、本町から送付した申告書に記載された所有者コードを必ず転記してください。（提出の際には、本町から送付した申告書も必ず添付してください。）

<マイナンバー記入欄>

番号制度導入に伴い、提出する償却資産申告書へ個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）の記載をお願いしております。申告書「3 個人番号又は法人番号」に番号を記入し、御提出ください。

個人番号を記載した申告書の提出時に本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。

☆ 愛川町への償却資産の申告は  を御利用いただけます。

—エルタックスは地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです—

◆ 利用手続きなどの詳細は、エルタックスホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）で御確認ください

償却資産とは・・・

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定により所得の計算上損金または必要経費に算入されるものをいいます。ただし、自動車税及び軽自動車税の課税対象は除きます。

1. 主な償却資産（一覧表）

種 類		主 な 償 却 資 産	
第1種	構 築 物	土地に定着しない簡易な建物又は周壁等で外界と遮断されない建物	プレハブの簡易事務所や物置、テント倉庫、農業用ビニールハウス、カーポート、自転車置き場、資材・ごみ置き場 など
		土地に定着した土木設備	広告塔、門、構内舗装、外灯、緑化施設、駐車場整備 など
	建物附属設備	建物の附属設備	受変電設備、屋外給排水設備、可動性の簡易間仕切り など
		建物の所有者と異なる者が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水設備、消火設備、空調設備 など
第2種	機 械 及 び 装 置	製造・加工設備	繊維製品、金属製品、電気機器製品設備 など
		工作機械、搬送機械	旋盤、フライス盤、クレーン、ベルトコンベア など
		自走式作業用機械	ブルドーザー、バックホー等の作業用大型特殊車両
第3種	船 舶	モーターボート、貸ボート、釣り船 など	
第4種	航 空 機	ヘリコプター、グライダー など	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト、大型特殊自動車、台車 など ※自動車税、軽自動車税の課税対象車両は除く	
第6種	工 具 器 具 及 び 備 品	工具	測定工具、取付工具、検査工具 など
		器具、備品	複写機、エアコン、冷蔵庫、美容機器、医療機器、自動販売機、看板、陳列棚、机、応接セット、ロッカー、パソコン、プリンター、テレビ、レジスター など

2. 業種別の主な償却資産の例

各業種共通のもの	駐車場設備、路面舗装、緑化設備、庭園、門扉、外溝、外灯、受変電設備、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切り、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、金庫、レジスター ほか
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵車、冷凍車、ショーウィンドー、日よけ など
飲食店	接客用家具、備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、ステレオ、放送設備、冷蔵車、冷凍車、カウンター、室内装飾品、タオル蒸器、製氷機、日よけ など
理容業・美容業	理・美容椅子、応接セット、洗面設備、消毒殺菌用機器、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ機、サインポール など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装設備、看板 など
医院・歯科医院・薬局業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CTスキャン、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器など） 薬局戸棚、陳列ケース など
不動産賃貸業	駐車場舗装、フェンス、ゴミ置場、自転車置場、ルームエアコン、植栽、屋外ガス、上下水道埋設管、照明等の電気設備 など
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備 など
パチンコ店	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸機、シマ工事、屋外駐車場 など
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機 など
建設業	ブロックゲージ、大型特殊自動車、ポータブル発電機、ポンプ、ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、コンクリートカッター など
ガソリンスタンド	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、構内舗装、地下タンク、自動販売機、独立キャノピー など
自動車整備業	旋盤、プレス、リフト、チェーンブロック、溶接機、万力、充電器、ドリル、コンデンサー、グラインダー、検査工具、取付工具、切削工具、コンプレッサー、事務機器 など
食肉・鮮魚販売業	冷蔵車（室）、陳列ケース、肉切断機、挽肉機、ポンプ など
金属製品加工業	旋盤、ボール盤、定盤、フライス盤、シャーリング、溶接機、カッター、研磨機、グラインダー、モーター、クレーンコンプレッサー など
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機 など
農業	田植機、噴霧機、耕運機、ビニールハウス、精米機、農機具 など
製パン業、製菓業	釜、オーブン、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機 など
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤 など
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス盤、剪断機、溶接機 など
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール自動貸出機、集玉設備 など
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備 など

3. 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備（建物附属設備）とは、電気設備、給排水設備、空調設備などの設備をいいます。固定資産税における取扱いでは、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものは家屋として、家屋から独立した機器や簡易に家屋に取り付けられたものは償却資産として区分し評価します。

設 備	償 却 資 産 と す る も の	家 屋 と す る も の （ 原 則 ）
受 変 電 設 備	受変電設備一式	
予 備 電 源 設 備	蓄電池設備・発電機設備一式	
電 灯 ・ 照 明 設 備	屋外電灯配線、屋外照明設備	屋内電灯配線、屋内照明設備、配分電盤
動 力 配 線 設 備	特定の生産又は業務用の動力配線設備一式	動力配線設備一式
電 話 設 備	電話機、交換機	電話配線設備
ガ ス 供 給 設 備	屋外配管、メーター	屋内配管
給 排 水 設 備	生産事業用設備、独立高架水槽、屋外給排水設備	屋内給排水設備、モーター、揚水ポンプ
給 湯 設 備	局所式、独立煙突、煙道	中央式、ボイラー、附属設備
消 火 設 備	屋外消火設備、消火器	屋内消火設備、スプリンクラー
冷 暖 房 設 備	ルームエアコン、生産用事業用恒温湿設備	ボイラー、附属設備
運 搬 設 備	垂直搬送機、ベルトコンベヤー	一般用エレベーター、エスカレーター
厨 房 設 備	厨房設備	
太 陽 光 発 電 設 備	発電設備一式、太陽電池パネル（屋根材一体型ソーラーパネルを除く）	太陽電池パネル（屋根材一体型ソーラーパネル）

※ この表は、一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

非課税資産について

地方税法第348条第2項の規定に該当する資産（非課税資産）がある場合については、固定資産税が課税されませんので、そのことを明らかにする関係書類を添え、種類別明細書の適用欄にその適用条項及び「非課税」と記載して提出してください。

課税標準の特例が適用される資産について

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を取得した場合は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄にその適用条項及び「特例資産」と記入し、特例内容に係る書類（許可書・届出書・申請書の写し等）を添付のうえ、申告書と一緒に御提出ください。

課税標準の特例が適用される資産の例

適 用 条 項		特 例 対 象 資 産	範 囲
条	項		
地方税法	2 項	ガス事業用資産	ガス事業の用に供する製造及び供給施設用資産
第349条の3	2 3 項	信用協同組合等の備品等	信用協同組合等が所有し、使用する事務所及び倉庫に通常設備される備品

※ 1. 上記表の他にも、課税標準の特例適用資産がありますので、詳細はお問い合わせください。

※ 2. 課税標準の特例資産は、政令・総務省令により範囲制限されており、また地方税法の改正により適用資産、期限等が変更されることがあります。

わがまち特例について

平成24年度以降の税制改正により、地方税法の特例措置（課税標準の特例）について、国が一律に定めていた内容を、地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするため、自主的に判断し、条例で決定できる仕組み（「地域決定型地方税制特例措置」通称：わがまち特例）が導入され、愛川町税条例により課税標準の特例割合を定めております。

適用条項			特例対象資産	特例割合	添付書類
条	項	号			
法 349 条 の 3	27 ～ 29項		家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業（利用定員5人以下）	1/3	児童福祉法による認可時の書類等
法 附 則 第 15 条	2項	1号	水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液 処理施設 （令和6. 4. 1～令和8. 3. 31取得）	1/3	設置届 工事完了届等
	2項	5号	令和4年4月1日以後に併用を開始した公共下水道排水区域内において、併用開始前から引き続き事業を行う者が設置した除害施設 （令和6. 4. 1～令和8. 3. 31取得）	4/5	設置届 工事完了届等
	25項	1号	再生可能エネルギー発電設備 ※1 太陽光発電設備（規模が出力1,000kw未満） （令和6. 4. 1～令和8. 3. 31取得）	3年間 1/2	再生可能エネルギー事業者支援事業費 補助金交付決定書写し 経済産業省の発行する再生可能エネルギー発電設備認定書写し、電気事業者との売買契約書等写し
	25項	3号	再生可能エネルギー発電設備 ※1 太陽光発電設備（規模が出力1,000kw以上） （令和6. 4. 1～令和8. 3. 31取得）	3年間 7/12	再生可能エネルギー事業者支援事業費 補助金交付決定書写し 経済産業省の発行する再生可能エネルギー発電設備認定書写し、電気事業者との売買契約書等写し
	28項		浸水防止用設備 （平成29. 4. 1～令和8. 3. 31取得）	5年間 2/3	工事完了届等
	旧 32項		企業主導型保育事業（子ども子育て法による補助金を受ける必要有） （平成29. 4. 1～令和6. 3. 31取得）	5年間 1/3	子ども子育て法による補助金認定時の書類

※1 経済産業省の認定を受けた風力、水力、地熱、バイオマス発電設備についても特例の規定があります。
詳細については、お問い合わせください。

○ 地方税法や愛川町税条例等の改正により、適用資産や期限等が変更となる場合があります。



償却資産（固定資産税）の税額について

1. 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して評価します。

(1) 前年中に取得された償却資産・・・価格（評価額）＝ 取得価額 × (1－減価率／2)

(2) 前年前に取得された償却資産・・・価格（評価額）＝ 前年度の評価額 × (1－減価率)

このとき、(2)により求めた額が、(取得価額×5/100)よりも小さい場合には、その償却資産がその事業の用に供されている限りは、(取得価額×5/100)により求めた額を価格（評価額）とします。

2. 税額の算定

(1) 課税標準額

税額は価格（評価額）をもとに法律で定める計算式を適用して、税額の基礎となる課税標準額を算出します。原則として、価格が課税標準額となりますが、課税標準の特例の適用がある場合には特例を適用した後の額が課税標準額となります。

なお、課税標準額の合計額が150万円未満の場合には課税されません。（免税点未満か否かの判定は、価格計算の結果によりますので、償却資産の多少にかかわらず申告してください。）

(2) 税額の算定

$$\text{税 額} = \text{課 税 標 準 額} \times \text{税 率} (1.4\%)$$

(100円未満切捨て) (1,000円未満切捨て)

減 価 率 ・ 減 価 残 存 率 一 覧 表

耐用年数	減価率 (α)	減価残存率		耐用年数	減価率 (α)	減価残存率		耐用年数	減価率 (α)	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1-\alpha/2$	$1-\alpha$			$1-\alpha/2$	$1-\alpha$			$1-\alpha/2$	$1-\alpha$
2	0.684	0.658	0.316	10	0.206	0.897	0.794	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	11	0.189	0.905	0.811	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	12	0.175	0.912	0.825	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955

申告に際しての注意点

1. 耐用年数が1年以上で取得価格が10万円以上の資産が対象となりますが、10万円未満の資産であっても減価償却資産として経理している資産は申告の対象となります。ただし、取得価格が10万円以上、20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うものについては、申告の対象となりません。
2. 一時的に遊休または未稼働のものや、簿外資産（耐用年数を経過したものを含む）であっても、現在事業の用に供することができるものは申告してください。
3. 圧縮記帳をしている資産、下取りを伴う買替資産については、本来の正常な価格（圧縮や下取金額の差し引きをしない額）で申告してください。
4. 事業設備を含め一括で購入した資産等、個々の取得価額が不明な資産については、見積価格で申告してください。
5. 建設仮勘定として経理されている資産についても、その一部が1月1日までに完成し、事業の用に供されているものは申告してください。
6. 割賦販売資産（リース期間終了後、借受人の所有となるものを含む）については、取得した時点から買主の所有として、買主がその資産を申告してください。
7. 耐用年数の短縮・増加償却については、承認を受けたことを証する書類の写し、または届出書の写しを申告書に添付してください。
8. 申告がない場合は、前年の資産内容等から推計課税をさせていただく場合がありますので御了承ください。また、正当な理由なく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合には、罰則の適用がありますので必ず申告してください。
9. 「～工事一式」という資産名称ではなく、その工事の中で償却資産に該当する部分に関しては、できるだけ分離して申告いただきますようお願いいたします。

その他の注意点

1. 実地調査等について

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、固定資産台帳提出依頼及び電話でのお問い合わせ、実地調査を行うことがあります。また、地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と愛川町への申告内容に差異がある場合、申告内容について電話等で確認することがありますので御協力をお願いします。なお、調査の結果、閲覧した書類に基づき賦課決定を行うこともあります。

2. 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく、申告されなかった場合には、地方税法第386条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50年以下の罰金を科されることがあります。

3. 過年度への遡及について

実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、御了承ください。

4. 課税台帳の閲覧

申告に基づいて決定された償却資産の価格等について確認していただくため、課税台帳の閲覧制度があります。詳しくは税務課資産税班までお問い合わせください。

※なお、記載している内容は地方税法や愛川町税条例等の改正により変更となる場合があります。